

旅行業務取扱料金表

令和6年4月

<国内旅行>

区分	内容		料金
取扱料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の10%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 550円
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の5%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 1,100円
	運送機関（国内線航空券、JR券、船舶券のみの場合）		1件につき 1,100円
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く）			添乗員1人1日 15,000円
変更手続き料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の10%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 550円
	運送機関の予約・手配の変更	1件につき1,100円+運送機関が定める手数料実費	
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む）		1件につき1,100円+宿泊機関が定める手数料実費
取消手続き料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の10%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 1,100円+各機関の所定の手数料
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続きがある場合はそれを含む）		1件につき1,100円+運送機関が定める手数料実費
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む）		1件につき1,100円+宿泊機関が定める手数料実費
連絡通品費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 1,100円（電話料、電報料は別）

注1) 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

注2) お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続き料金、取消手続き料金を申し受けます。

注3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。。

注4) 上記料金には消費税が含まれています。

<海外旅行>

区分	内容		料金
取扱料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の10%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 1,100円+各機関の所定の手数料
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の5%
		個人（上記以外の場合）	1件につき1,100円+宿泊機関が定める手数料実費
	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	利用金額が29,999円までの場合	1件につき 1,100円+各機関の所定の手数料
		利用金額が30,000~99,999円までの場合	1件につき 3,300円+各機関の所定の手数料
利用金額が100,000円以上の場合		1件につき 5,500円+各機関の所定の手数料	
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く）			添乗員1人1日 33,000円
変更手続き料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の10%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 3,300円
	運送機関の予約・手配の変更	1件につき1,100円+運送機関が定める手数料実費	
	宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき1,100円+宿泊機関が定める手数料実費
取消手続き料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の10%
		個人（上記以外の場合）	1件につき 5,500円+運送機関が定める手数料実費
	未使用乗車船券の精算手配		1件につき 5,500円+運送機関が定める手数料実費
	宿泊手配の取消し		1件につき 5,500円+宿泊機関が定める手数料実費
査証取得費	渡航先に必要な査証の申請代行、必要書類の作成		1件につき 2,200円（査証交付実費は別）
連絡通品費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 2,200円（電話料、電報料は別）

注1) 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

注2) お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続き料金、取消手続き料金を申し受けます。

注3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

注4) 上記料金には消費税が含まれています。

11. 国内宿泊施設の取消料金

- 旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- 一部人員の変更（減員）については、別途取消料を定めています。
- 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名下さい。
- 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出下さい。
- 同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

12. 海外航空券の変更・取消手続き料金

- 発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手続き料金を申し受けます。
- 繁忙期の航空券は、お客様にご連絡確認のうえ発券手続きをします。その場合のその後の変更取消は、変更手続き料金・取消手続き料金を申し受けます。